平成２５年（フ）第４７１号
神奈川県厚木市林３丁目９番43号　パーシモン参番館202
債務者　糸賀　明子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４７６号
神奈川県秦野市緑町12番８号
債務者　田中　公太
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４７７号
神奈川県厚木市恩名１丁目７番12―802号
債務者　千葉　和徳
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３３６号
新潟市北区早通南５丁目１番７―13号
債務者　上原　　聡
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５４号
新潟市中央区網川原２丁目17番15号　サンセット102号
債務者　廣川　達也
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９５号
岐阜県多治見市平井町６丁目３番地の２　ビブロスヒルＣ―204
債務者　中出　朱實
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第２７２号
兵庫県篠山市西岡屋甲272番地シャン・ド・フルーレａｉ106号、従前の住所兵庫県篠山市黒岡880番地メゾン青山102号
債務者　夏山由佳こと　曹　　春得
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４０１号
兵庫県高砂市中島３丁目７番18号
債務者　村上　　悟
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４０２号
兵庫県高砂市中島３丁目７番18号
債務者　村上　美晴
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４２９号
兵庫県姫路市豊富町甲丘１丁目６番地県営姫路江鮒鉄筋住宅９号棟502号、従前の住所兵庫県姫路市南畝町２丁目60番地２
債務者　山本　雄介
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第７８３号
広島市南区仁保３丁目10番31号
債務者　今村　郁江（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８２８号
広島市南区宇品御幸３丁目17番１―501号
債務者　小浦　　修
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８２９号
広島市南区宇品御幸３丁目17番１―501号
債務者　小浦　万恵
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３８号
広島県廿日市市梅原２丁目２番28号
債務者　桑鶴　　等
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８５８号
広島市安佐南区西原４丁目21番21―203号
債務者　藤田　豊子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４５３号
福岡市東区多の津５丁目22番20号
債務者　鑓水　廣毅
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２８号
長崎県大村市竹松本町977番地３プレジール堀溝Ｂ棟105号室、前住所長崎県大村市黒丸町596番地１
債務者　朝野　良治
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
茨城県守谷市松ケ丘５丁目34番地８　ハイツ恵202
債務者　佐藤　恵介
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係